

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について（株式会社今里食品）

農林水産省は、株式会社今里食品（法人番号：1140001081215）から提出された「事業再編計画」について、9月13日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

株式会社今里食品から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、9月13日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による低利融資、登録免許税の軽減、設備投資に係る割増償却を受けることが可能となります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 事業再編計画の概要

株式会社今里食品は、シマダヤ株式会社のデリカ及び調理麺事業（シマダヤ関東株式会社八潮工場から日配麺・袋麺事業を除く工場全体）を事業譲渡により引き受けます。また、工場の改修や設備導入及び改造により製造体制を強化し、国産原材料にこだわった惣菜製品を開発・増進するとともに、販売チャネルを開拓する等販路拡大により、国産農産物の調達量増加を図り、生産者の経営安定・発展につなげます。

3. 事業再編計画の実施時期

開始時期：令和元年9月～終了時期：令和6年5月

4. 申請書の概要

名称：株式会社今里食品
住所：兵庫県宝塚市高司5丁目1番52号
代表者：代表取締役 今里有利
資本金：4,700万円

〈添付資料〉

株式会社今里食品の事業再編計画の概要(PDF：107KB)
認定事業再編計画の内容の公表(PDF：207KB)

【お問合せ先】
食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室
担当者：長川、沖
代表：03-3502-8111（内線4352）
ダイヤルイン：03-6744-7177
FAX：03-6744-2013

株式会社今里食品の事業再編計画の概要

調理麺や惣菜を製造、販売する株式会社今里食品は、シマダヤ株式会社のデリカ及び調理麺事業を事業譲渡により引き受ける。

これに加え、**工場の改修や設備導入及び改造により製造体制を強化し、国産原材料にこだわった惣菜製品を開発・増産**するとともに、販売チャネルを開拓する等**販路拡大**により、**国産農産物の調達量の増加**を図り、生産者の経営安定・発展につなげることを目指す。

<事業再編計画概要>

【実施時期】 令和元年9月～令和6年5月

(株)今里食品

- ・譲渡された工場の改修、製造設備の導入
- ・国産原材料を使用した自社ブランド製品への切替、販売チャネルの拡大
- ・国産農産物を使用した新商品開発

事業譲渡

シマダヤ(株)

(デリカ、調理麺事業)

融資

日本政策金融公庫

登録免許税の軽減
設備投資に係る割増償却

【目標】

(農産物流通等の合理化)

国産小麦の調達量 H29:280トン→R5:446トン

国産玉葱の調達量 H29:2.3トン→R5:7.1トン

国産レモンの調達量 H29:6.5トン→R5:15.6トン

(生産性の向上)

従業員1人当たりの付加価値額を2%以上向上

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和元年 9 月 13 日

2. 認定事業再編事業者名

株式会社今里食品

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

(株)今里食品は、シマダヤ(株)のデリカ及び調理麺事業(シマダヤ関東(株)八潮工場から日配麺・袋麺事業を除く工場全体)を事業譲渡により引き受ける。これにより、国産原材料にこだわった惣菜製品の、東日本方面での製造・物流体制を整備し、全国展開できる体制を構築し、国産農産物の付加価値向上と消費拡大を実現し、生産者の経営安定・発展に寄与。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

①農産物流通等の合理化に関する数値目標

事業譲受け及び新工場の改修工事、製造設備改造を行い、東日本方面における製造体制の強化・効率化を図ることによって、販路拡大を図るとともに、国産原材料にこだわった惣菜製品を開発・増産することで、国産農産物の調達量の増加を図る。これにより、国産小麦調達量を平成 29 年度の 280 トンから令和 5 年度には 446 トンに増加させ、国産玉葱調達量を平成 29 年度の 2.3 トンから令和 5 年度には 7.1 トンに増加させる。更に、国産レモンの調達量を平成 29 年度の 6.5 トンから令和 5 年度には 15.6 トンに増加させる。

これらの取組により、生産者の経営安定・発展に寄与。

②生産性の向上を示す数値目標

従業員一人当たりの付加価値額を平成 29 年度の 4.96 百万円から、令和 5 年度には、5.04 百万円に向上させる。

③財務内容の健全性の向上を示す数値目標

令和 5 年度において、有利子負債はキャッシュフローの 10 倍以内、経常収支比率は 100% を上回る。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

その他の飲食料品の製造事業（惣菜製造業）

②実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

シマダヤ(株)から、シマダヤ関東（株）の工場等を譲り受ける。

〈譲受会社〉

名称：(株)今里食品

住所：兵庫県宝塚市高司 5-1-52

代表者の氏名：今里有利

資本金：47 百万円

〈譲渡会社〉

名称：シマダヤ(株)

住所：東京都渋谷区恵比寿西 1-33-11

代表者の氏名：木下 紀夫

資本金：1,000 百万円

〈譲渡会社 不動産〉

名称：シマダヤ関東(株) （シマダヤ(株)の 100%子会社）

住所：東京都昭島市武蔵野 2-1-22

代表者の氏名：相澤 享

資本金：100 百万円

（事業の方式の変更）

シマダヤ（株）からデリカ及び調理麺事業を行う八潮工場を事業譲渡により引き受け、工場の改修や製造設備の導入及び改造により製造体制を強化。八潮工場の製品は、自社ブランドへ切り替えるとともに、国産原材料にこだわった惣菜製品を開発・増産する。また、東日本での販売チャネルを新たに開拓して販路を拡大し、製品には具体的に国産農産物を掲げることで消費者への訴求力を高め、国産農産物の調達量増加を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

新工場 埼玉県八潮市鶴ヶ曽根 705 番地

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和元年9月

終了時期：令和6年5月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に充てる予定の従業員数 158 名（新規採用）

事業再編に伴う出向者：5 名（シマダヤグループへ）

事業再編に伴う解雇者：なし

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件			
	三 資産の譲渡又は譲受け	譲り受ける資産の内容：八潮工場及び土地家屋及び機械設備等（埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根字上中通 699-1） 価額：15 億円 譲受期日：令和元年 9 月 2 5 日	・ 法第25 条第 1 項（株式会社日本政策金融公庫による低利・長期の資金の貸付け） ・ 租税特別措置法第80条第 4 項第 4 号（事業に必要な資産の譲受の場合における不動産の所有権の移転登記に係る登録免許税の軽減）
法第2条第5項第2号の要件			
	農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	シマダヤ株式会社からデリカ及び調理麺事業を行う八潮工場を事業譲渡により引き受け、工場の改修や設備導入により製造体制を強化する。八潮工場の製品は自社ブランドへ切り替えるとともに、国産原材料にこだわった総菜製品を開発・増産する。また、東日本での販売チャネルを新たに開拓して販路を拡大し、製品には具体的に国産農産物を掲げることで消費者への訴求力を高め、国産農産物の調達量の増加を図る。	租税特別措置法第 46 条の 2（認定事業再編計画に基づく事業再編促進設備への投資に関する割増償却）